

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

8月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 びん・かん ペットボトル	2分別 陶磁器類 ガラス・	3分別 電化製品 金属アルミ類	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール
1木	飯・東	野						
2金	野・南							
3土				東				
4日								
5月	飯・東							
6火	野・南							
7水		飯・東・南					飯・東	
8木	飯・東	野						
9金	野・南							
10土				飯				
11日								

12月	飯・東							
13火	野・南							
14水								
15木								
16金	野・南							
17土				野				
18日								
19月	飯・東							
20火	野・南							
21水		飯・東・南					野・南	
22木	飯・東	野						
23金	野・南							
24土				南				
25日								
26月	飯・東							
27火	野・南							
28水						飯・東・南		飯・東
29木	飯・東					野		
30金	野・南							
31土								

- ・別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間

大分県では、8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、さまざまな人権問題に関する理解を深める機会としています。

2016年(平成28年)に差別解消法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)が施行されましたが、今もなお差別や偏見は残っています。また、近年ではネット上での誹謗中傷や性的少数者の人権問題、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別も発生しています。


差別や偏見をなくすためには、私たち一人ひとりが自分事としてとらえ、正しく理解し、正しい行動につなげましょう。

(参考:大分県HP)

<部落差別に関する相談窓口>

九重町隣保館 ----- 0973-76-2468

みんなの人権110番 --- 0570-003-110



<本人通知制度の相談窓口>

九重町住民課 ----- 0973-76-3802

～本人通知制度に登録しましょう～

事前に登録することで、第三者があなたの住民票等の交付を受けたとき、お知らせします。多くの方が登録することで、戸籍などの不正取得の抑止につながります。

リサイクル

- ペットボトル
- 缶びん

ペットボトルと缶びんは分けて指定袋に入れていただきますようご協力お願いします

特に分別の悪いペットボトルは、リサイクルできない可能性があります。

私たちが排出したペットボトルのリサイクルを進めるため、分別の改善にご協力ください。

☆ペットボトルのラベルをはがす。
(はがしたラベルは燃えるごみへ)

☆キャップをとり中身を空にして水ですすぐ。
(キャップは燃えるごみへ、また金属製のキャップは第3分別でリサイクルへ)

☆汚れのひどいものはリサイクルできないので、燃えるごみへ。

家電リサイクル法

使えなくなった家電製品(家電4品目)は、ごみの減量化、有効な資源の再利用のために家電リサイクル法が適用されます。

家電4品目

- ★ テレビ
- ★ 冷蔵庫・冷凍庫
- ★ 洗濯機・衣類乾燥機
- ★ エアコン



- 家電小売店で処理をする場合●

1. 小売店に処理したい家電製品を持っていく
2. 「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、引き取ってもらう

- 明珠清掃センターに持ち込む場合●

1. 家電製品を持って郵便局へ行く
2. 郵便局で「リサイクル料金」を支払い、リサイクル券をもらう
3. 家電製品とリサイクル券を持って明珠清掃センターへ行く
4. 明珠清掃センターで「収集運搬料金」2,820円を支払い、引き取ってもらう